

掛川市介護相談員派遣等事業実施要綱を次のように定める。

平成24年9月20日

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市介護相談員派遣等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の介護保険施設等に介護相談員を派遣することにより、利用者等の疑問、不安等を解消するとともに、当該施設等における介護サービスの質の向上を図り、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険施設等 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設、同条第24項に規定する介護保険施設その他介護サービスを提供する場所をいう。
- (2) 利用者等 介護保険施設等において、介護サービスを受ける者及びその家族をいう。
- (3) 介護相談員派遣等事業 介護相談員を介護保険施設等に派遣し、利用者等の相談、介護サービスの改善策の提言、利用者等と介護保険施設等との連絡調整その他介護サービスの向上に関する便宜を供与する事業をいう。

(介護相談員の委嘱等)

第3条 介護相談員は、市内に住所を有する者で、介護相談員派遣等事業（以下「事業」という。）の実施にふさわしい人格及び熱意を有し、市長が指定する研修を受講したもののうちから市長が委嘱する。

2 介護相談員の定数は、10人以内とする。

(介護相談員の任期等)

第4条 介護相談員の任期は、3年とする。ただし、補欠の介護相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 介護相談員は、再任されることができる。

(守秘義務等)

第5条 介護相談員は、利用者等の個人情報の保護に十分配慮するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(介護相談員の解嘱)

第6条 市長は、介護相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、介護相談員を解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行ができなくなったとき。
- (2) 市の区域外へ転居したとき。
- (3) その他市長が介護相談員としての適正を欠くと認めたとき。

(実施報告等)

第7条 介護相談員は、事業を実施したときは、当該実施日の属する月の翌月の末日までに、書面により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定するもののほか、介護相談員に対し、事業の実施に関し必要な報告を求めることができる。

(介護相談員証)

第8条 介護相談員は、職務に従事するときは、掛川市介護相談員証（別記様式。以下「介護相談員証」という。）を携行し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 2 介護相談員は、介護相談員証を紛失し、又は破損したときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- 3 介護相談員は、介護相談員証を他人に貸与し、譲渡し、又は改ざんしてはならない。
- 4 介護相談員は、第6条の規定により解嘱されたとき、又は紛失した介護相談員証を発見したときは、遅滞なく介護相談員証を市長に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別記様式（第8条関係）

（表面）

掛川市介護相談員証		第	号
氏名			
生年月日			
上記の者は、掛川市介護相談員であることを証明する。			
年	月	日	
掛川市長	氏	名	印
有効期限	年	月	日

（裏面）

（注意事項）

- 1 本証は、職務に従事するときは、必ず携行し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 本証の記載事項に異動を生じたときは、直ちに掛川市長に届け出なければならない。
- 4 本証が不要になったときは、直ちに掛川市長に返納しなければならない。

（注）用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横8.5センチメートルとする。